

内閣参質一〇四第三九号

昭和六十一年五月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出いわゆる「スパイ天国」論に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出いわゆる「スパイ天国」論に関する質問に対する答弁書

一について

我が国の現行法制では、外国のために国家秘密を探知、収集し、あるいはこれを外国に通報するようないわゆるスパイ行為一般を直接に取り締まる法規は存しない。したがって、スパイ活動に関連して行われる行為が各種法令に違反し、それによつて処罰されるとしても、法定刑が軽いことなどからスパイ行為に対する法規制として必ずしも十分とは言い難い場合がある上、例えば、国家秘密の探知、収集に関しては、その手段、方法のいかんによつては処罰することができないなど現行法令で対処し得ない場合も存するところである。このような我が国の現状をとらえ、「現行法制上いわゆるスパイが自由に活動し得る余地がある」旨答弁したものである。

## 二について

いわゆるスパイ活動をめぐる法規制については、表現の自由等の基本的人権を尊重する観点からも慎重に検討されるべきものであるが、いわゆるスパイによる国家秘密の探知、収集等の行為を処罰すること自体は、基本的人権の保障に何ら反するものではない。

## 三について

別紙のとおりである。

## 四について

我が国には、いわゆるスパイ行為一般を直接取り締まる法規がないことから、いわゆるスパイ事件が検挙されるのは、原則としてスパイ活動に関連して各種法令違反の事実を伴った場合に限られることになる。

また、これら各種法令違反の事実により検挙された戦後のスパイ事件の中でも、特に国家秘

密が外国に通報された事例等にあつては、それぞれの処分にもかんがみ、現行法制では国家秘  
密の保護という観点から十分対処し得なかつたとする意見も存するところである。

別紙

一 ソ連関係

番号	スパイ事件の件名(通称)	検 挙 年 月 日	事 件 の 概 要
1	三橋事件	昭和二七年一月一〇日	ソ連抑留中スパイを強要された日本人が、帰国後駐日ソ連代表部員から無線機を受領し、ソ連と交信していた事件。
2	関三次郎事件	昭和二八年 八月 二日	樺太在住元日本人が、スパイ任務を帯び、ソ連船で北海道に密入国した事件。
3	ラストボロフ事件	昭和二九年 一月二四日	駐日ソ連代表部二等書記官が、多数の日本人を使い、外務省の秘密文書等を収集していた事件。
4	オダンタラ事件	昭和四四年 五月二一日	ソ連留学中スパイ工作を受けたインドネシア人が、研修生として来日し、研修先の企業秘密をソ連通商代表部に通報していた事件。
5	小林・コノノフ事件	昭和四六年 七月二二日	駐日ソ連大使館付武官からスパイ工作を受けた日本人の会社員が、在日米軍人から米軍秘密を収集し、通報していた事件。
6	クブリツキー事件	昭和四九年 二月二一日	無国籍の在日チェコスロヴァキア人が、駐日ソ連大使館付武官から偽造旅券を渡されるなどしてスパイ工作をうけていた事件。
7	第一一幸与丸事件	昭和四九年一月二四日	第一一幸与丸船長が、北方領土周辺海域での操業を条約に、ソ連国境警備隊の指令した情報を収集し、通報していた事件。

二 中 国 関 係

14	第五日東丸事件	昭和六〇年 九月一八日	第五日東丸船長等が、北方領土周辺海域での操業を条 件に、ソ連漁業規制局監督官の指令した情報を収集し、条 件に、ソ連漁業規制局監督官の指令した情報を収集し、通 報していた事件。
13	第一二誠良丸事件	昭和五九年一二月 六日	第一二誠良丸船長等が、北方領土周辺海域での操業を 条件に、ソ連国境警備隊の指令した情報を収集し、通報 していた事件。
12	第三五功洋丸事件	昭和五七年一二月二九日	第三五功洋丸船長等が、北方領土周辺海域での操業を 条件に、ソ連国境警備隊の指令した情報を収集し、通報 していた事件。
11	宮永・コズロフ事件	昭和五五年 一月一八日	自衛隊元陸将補が、駐日ソ連大使館付武官から工作を 受け、現職自衛官から情報を収集し、通報していた事 件。
10	第一八和晃丸事件	昭和五五年 一月 九日	第一八和晃丸船長等が、北方領土周辺海域での操業を 条件に、ソ連国境警備隊の指令した情報を収集し、通報 していた事件。
9	ドリユー・ゴットリーブ事件	昭和五一年一〇月一三日	在日のオーストラリア人と西独人が、身分を偽変し て在日米軍基地に出入りするなどして、米軍情報中 国情報等を収集し、在日ロシア人等に通報していた事 件。
8	マチエーヒン事件	昭和五一年 五月二二日	ソ連通信社特派員が、在日米軍秘密文書を収集しよう とした事件。

三 北朝鮮関係

番号	スパイ事件の件名(通称)	検挙年月日	事件の概要
1	汪養然事件	昭和五一年 一月二六日	中国からスパイ任務の命を受けたホンコンの貿易業者が、貿易業務を装って数回来日し、補助工員を利用してながら政治・経済・産業技術関係の情報を収集していた事件。
2	研究文献等中国流出事件	昭和五三年 六月 二日	中国から指令を受けた書籍商が、知り合いの電々公社職員等から官公庁や民間企業の技術研究資料等を収集し、通報していた事件。

番号	スパイ事件の件名(通称)	検挙年月日	事件の概要
1	第一次朝鮮スパイ事件	昭和二五年 九月 九日	密入国した北朝鮮工員が、多数の在日工員を使い、在日米軍情報等を収集していた事件。
2	第二次朝鮮スパイ事件	昭和二八年 九月二〇日	密入国した北朝鮮工員等が、在日米軍及び我が国の潜在戦力に関する情報等を収集していた事件。
3	第三次朝鮮スパイ事件	昭和三〇年 六月二六日	我が国の政治・経済情報等の収集を任務とした北朝鮮工員が、無線機四台を携行して密入国した事件。
4	弘昇丸事件	昭和三三年 六月二五日	北朝鮮で工員訓練を受けた在日工員が、北朝鮮工員とともに密入国した事件。
5	第四次朝鮮スパイ事件	昭和三三年 一〇月三〇日	密貿易船舶の購入と我が国への定着を任務とした北朝鮮工員が、外国人登録証明書、米ドルを携行して密入国した事件。

14	13	12	11	10	9	8	7	6
三和事件	董グループ事件	酒田事件	第二次能代事件	第一次能代事件	解放号事件	大寿丸事件	浜坂事件	滝事件
昭和三九年 七月一六日	昭和三九年 五月一四日	昭和三八年 五月二一日	昭和三八年 五月一〇日	昭和三八年 四月一日	昭和三七年 九月二四日	昭和三七年 七月二四日	昭和三五年 九月二九日	昭和三四年 七月三一日
日米両国の韓国援助、我が国の防衛整備状況等の情報収集を任務とした北朝鮮工作員が、密入国した後、外国人登録証明書を手交する不正に入手し活動していた事件。	韓国への潜入を任務とした北朝鮮工作員が、暗号文書、米ドルを携行して密入国した後、補助工作員を獲得して活動していた事件。	南北朝鮮の統一工作を任務として密入国した北朝鮮工作員が、補助工作員を獲得して活動していた事件。	無線機、暗号文書、米ドルを携行し、武装した北朝鮮工作員一人が密入国に失敗し、死体となつて発見された事件。	無線機、暗号文書、米ドルを携行し、武装した北朝鮮工作員二人が密入国に失敗し、死体となつて発見された事件。	我が国の経済、対北朝鮮貿易商社の情報収集等を任務とした二人の北朝鮮工作員が密入国をした事件。	北朝鮮工作員が、北朝鮮との密出入国を繰り返しながら、在日朝鮮人を補助工作員として獲得し、アジト設置の準備をしていた事件。	在日朝鮮人を工作員として獲得することを任務とした北朝鮮工作員が、暗号文書等を携行して密入国した事件。	我が国に定着している北朝鮮工作員と接触し、暗号文書、米ドル等を手交することを任務とした北朝鮮工作員が密入国した事件。



番号	スパイ事件の件名(通称)	検 挙 年 月 日	事 件 の 概 要
15	本庄浜事件	昭和三九年 七月二四日	我が国の防衛情報の収集及び対韓国工作を任務とした北朝鮮工作員が、無線機、暗号文書等を携行して密入国し、潜伏していた事件。
16	一宮事件	昭和三九年 七月二九日	密入国した北朝鮮工作員が、自衛隊を調査し、暗号で北朝鮮に通報していた事件。
17	寝屋川事件	昭和三九年一〇月三一日	無線機等を携行して密入国した北朝鮮工作員が、日本人女性との婚姻を利用して日本人に成り済まし、対韓国工作に当たっていた事件。
18	蒲田事件	昭和三九年一二月一五日	政治・経済・防衛情報の収集を任務とした北朝鮮工作員が、無線機、暗号文書等を携行して密入国し、補助工作員の獲得を行っていた事件。
19	神田事件	昭和四〇年 三月一五日	我が国及び韓国の政治・経済・軍事情報の収集を任務として密入国した北朝鮮工作員が、潜伏していた事件。
20	江戸川事件	昭和四〇年 八月 二日	密入国した北朝鮮工作員が、駐日韓国代表部員の獲得工作等を行っていた事件。
21	長田事件	昭和四〇年 八月三〇日	米軍の動向監視と韓国への潜入を任務とした北朝鮮工作員が、暗号文書、米ドル等を携行して密入国し、潜伏していた事件。
22	杉並事件	昭和四一年 七月二二日	我が国の政治・経済・防衛情報の収集及び対韓国工作を任務とした北朝鮮工作員が、補助工作員一五人を獲得して情報収集等を行っていた事件。

30	29	28	27	26	25	24	23
温海事件	足立事件	石原事件	八王子事件	岩崎・能代事件	都島事件	東大阪事件	外務省スパイ事件
昭和四八年 八月 五日	昭和四六年 九月二五日	昭和四六年 九月二一日	昭和四五年 一月一六日	昭和四四年 一月一三日	昭和四三年 一月二六日	昭和四三年 一月一八日	昭和四二年 一月二三日
件。暗号文書を携行した北朝鮮工作員二人が密入国した事	鮮無線機、暗号文書、米ドルを携行して密入国した朝鮮工作員が、我が国及び韓国の政治・経済・軍事情報の収集等を行っていた事件。	日本人名義の旅券を不正入手し、東独經由で北朝鮮に潜入した日工作員が、暗号文書、米ドルを携行して羽田から潜入し、防衛情報等の収集及び韓国工作を行っていた事件。	帰還船で北朝鮮に帰国した朝鮮人が、三年間の工作員訓練を受けた後、暗号文書等を携行して密入国し、対韓国工作を行っていた事件。	北朝鮮において工作員訓練を受けるため密出国した日工作員が、無線機、暗号文書等を携行して密入国した事件。	北朝鮮工作員が敦賀市に建設中の原子力発電所の調査等を行っていた事件。	我が国の政治・経済・防衛情報の収集及び対韓国工作を任務とした北朝鮮工作員が、日本貨物船員を工作して密入国した事件。	在日本朝鮮人商工団体連合会政治部 副部長が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していた事件。

番号	スパイ事件の件名(通称)	検挙年月日	事件の概要
31	水山事件	昭和四八年一月二二日	朝鮮及び韓国との秘密連絡ルートの設定を任務とした北朝鮮工作員が、無線機、暗号文書、工作資金を携行して密入国し、活動中、無線機、暗号文書、工作資金を携行して密入国し、羽田から出国しようとした事件。
32	中川事件	昭和四九年 五月二〇日	暗号文書、米ドル等を携行して密入国した北朝鮮工作員が、対韓国工作を行っていた事件。
33	北総事件	昭和四九年 六月二六日	北朝鮮工作員に獲得された在日朝鮮人が、米軍基地及び自衛隊に関する情報を収集して北朝鮮に通報する一方、日本人名義の旅券を不正に入手して北朝鮮に潜入し、工作員訓練を受けていた事件。
34	切浜事件	昭和四九年 九月一九日	北朝鮮で工作員訓練を受けるため密出入国した在日朝鮮人が、再度北朝鮮へ密出国しようとした事件。
35	鶴見寺尾事件	昭和五〇年 四月 五日	密入国した北朝鮮工作員が、補助工作員二人を獲得し、我が国の政治・外交に関する情報収集、韓国の高官工作及び在日工作員の監督に当たっていた事件。
36	濁川事件	昭和五〇年 七月一三日	密入国した北朝鮮工作員が在日工作員の訓練等を行った後、北朝鮮に密出国しようとした事件。
37	布施事件	昭和五一年 六月一六日	我が国の防衛・科学技術情報の収集、対韓国工作及び在日工作員の訓練等を任務として密入国した北朝鮮工作員が、北朝鮮に密出国しようとした事件。
38	豊島事件	昭和五二年 四月 六日	韓国の軍事情報の収集等を任務として密入国した北朝鮮工作員が、三人の補助工作員を獲得して活動していた事件。

45	44	43	42	41	40	39
西新井事件	男鹿脇本事件	六郷事件	日向事件	磯の松島事件	水橋事件	宇出津事件
昭和六〇年 三月 一日	昭和五六年 八月 五日	昭和五六年 七月二三日	昭和五六年 六月二四日	昭和五五年 六月二日	昭和五五年 二月二〇日	昭和五二年 九月二〇日
密入国した北朝鮮工作員が、補助工作員として在日韓国人を獲得し、北朝鮮に密出国させ、工作員訓練を受けさせる一方、二人の日本人戸籍を盗用して日本人に成り済まし、日本人名義の旅券を用いて出入国を繰り返していた事件。	工作員として獲得された在日朝鮮人が、北朝鮮で工作員訓練を受けるため密出入国した事件。	我が国への定着を任務とした北朝鮮工作員が、偽造外国人登録証明書、工作資金を携行して密入国した事件。	在日工作員二人の監督のため密入国し活動していた北朝鮮工作員が、北朝鮮に密出国しようとした事件。	工作員として獲得された在日韓国人が、工作員訓練を受けるため、北朝鮮に密出国しようとした事件。	工作員として獲得された在日韓国人が、北朝鮮で工作員訓練を受けるため密出入国した事件。	北朝鮮工作員に獲得され、工作員訓練を受けた在日朝鮮人が、在日米軍基地情報の収集と対韓国工作を行っていた事件。